

2福保医政第416号
令和2年5月21日

都内医療機関管理者 様

東京都福祉保健局長

内 藤 淳
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた
診療等を実施する医療機関の実施状況の報告について（5月分及び6月分）

平素より東京都の保健医療施策に御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等（以下「オンライン診療等」という。）の取扱いについては、令和2年4月16日付2福保医政第166号「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等を実施する医療機関の報告及び公表について（依頼）」で通知したとおり、厚生労働省が令和2年4月10日付事務連絡により、医療機関に対し、その実施状況について所在地の都道府県に毎月報告することを求めるとともに、各都道府県に対し、取りまとめ及び報告を求めています。

医療機関から東京都への5月分及び6月分の報告につきましては、下記のとおりといたしますので、各医療機関におかれましては所定の様式にて御報告くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 対象となる医療機関

令和2年4月10日付厚生労働省事務連絡（別紙参照）の1.（1）及び（3）②により
オンライン診療等を行う医療機関

**※初診からオンライン診療等を行う場合及び当該患者に対して2度目以降の診療も電話
や情報通信機器等を用いて行う場合**

※再診からのみオンライン診療等を行う場合は報告対象外

2. 提出書類

別添「医療機関における電話や情報通信機器を用いた診療等の実施状況調査票」

※提出様式については、東京都福祉保健局のホームページに掲載しておりますので、御活用ください。

https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/iryo/iryo_hoken/onlineshinryo/jissihoukoku.html

東京都福祉保健局トップページ>医療・保健>医療・保健施策>オンライン診療等>
新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等を実



施する医療機関の実施状況の報告について（依頼）

3 提出先及び提出方法

東京都福祉保健局医療政策部医療政策課医療改革推進担当

※以下のメールアドレス宛て電子メールにて提出願います。

メールアドレス：S0000298@section.metro.tokyo.jp

なお、メールの送付に際しては、メールの件名及び提出様式のファイル名を「オンライン診療実施報告（医療機関名）」としてください。

4. 提出期限

(1) 5月分

令和2年6月9日（火曜日）

(2) 6月分

令和2年7月7日（火曜日）

5 その他

(1) 提出期限に間に合わない場合は、速やかに提出をお願いいたします。

(2) 7月分以降については、別途通知いたします。

担当・問合せ先

東京都福祉保健局医療政策部医療政策課医療改革推進担当

電話 03-5320-4448（直通）